

熊谷市農業委員会
第15回総会議事録

令和4年10月28日（金）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第15回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和4年10月28日(金)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和4年10月28日(金)午後3時30分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター 大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 44名
- (2) 欠席数 3名

農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	木村 進	11	出	田中 輝久
2	出	森田 豊	12	出	柿沼 憲雄
3	出	塚田 修	13	出	笛木 清
4	出	大島 正	14	出	栗原 一森
5	出	関口 久夫	15	出	大鷲 利夫
6	出	木部 富次	16	出	大野 隆一
7	出	金井 和夫	17	出	水野 明
8	出	神沼 孝治	18	出	腰塚菜穂子
9	出	権田 久男	19	出	上山 豊明
10	出	夏目 亮一			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	中嶋 儀臣	15	出	関口 明男
2	出	西田 茂夫	16	出	滝田 法明
3	出	根岸 勇	17	出	吉田 正己
4	出	伊藤 由行	18	出	岡田 藤寛
5	出	野邊 八雄	19	出	小崎 信明
6	欠	福島 清一	20	出	戸森 貫一
7	出	石井 芳夫	21	欠	長谷川 隼男
8	出	稲村 文男	22	出	坂本 三郎
9	出	菊地 修一郎	23	欠	田沼 寛央
10	出	漆原 秋夫	24	出	細田 文男
11	出	鯨井 章男	25	出	森 一男
12	出	中島 正樹	26	出	中川 登美夫
13	出	奥野 進	27	出	林 和弥
14	出	小澤 好則	28	出	吉野 福司

4 議 事

(1) 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

議案第6号 土地改良法第52条第8項に基づく換地計画の同意について

(2) 報 告

報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項(2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告事項(3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について(合意解約)

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木部 富次

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第15回総会を開会いたします。</p> <p>それでは、はじめに、木部会長から御挨拶をいただきます。</p>
会長	<p>(会長あいさつ)</p>
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、木部会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席は、農業委員は19名中19名であります。なお、農地利用最適化推進委員については28名中25名でございます。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。</p> <p>(議長一任の声あり)</p>
議長	<p>議長一任の声がありました。それでは、議事録署名委員については、12番、柿沼委員、13番、笛木委員をお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について</p> <p>議案第6号 土地改良法第52条第8項に基づく換地計画の同意について</p>

	<p>以上、6議案です。よろしくご審議願います。 各議案については概要説明とさせていただきます、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>なお、本日は新規就農の方には出席をお願いしております。 このため、議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案を最初に審議いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、はじめに議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案第5号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。申請件数は158件、296筆、411,733.05平方メートルです。内訳につきましては、議案書資料の表のとおりです。 今回の計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。 以上御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>特にごございません。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、新規就農の方にお出でいただいておりますので議案番号476から483を先に審議致します。申請人の入室を認めます。</p> <p>(申請人 ○○○○○ ○○○○○入室)</p>
<p>申請人</p>	<p>○○○○○の代表を務めます○○○○○と申します。 隣は○○○○○取締役の○○○○○です。よろしく申し上げます。営農計画書に基づき説明させていただきます。 就農の動機ですが、私が熊谷育ちでありまして、今迄仕事としては○○○○○○○を経営しております。農転、開発等の申請等が主な仕事ですが、相続手続きなども行っている中で、農業の後継者、相続の際に農地をどうするかという問題でお客様から相談を多く頂いておりました。そんな中、○が○○○の農</p>

議長	<p>し、販売ルートの拡大、JAくまがやの正組合員になったと伺っています。若い二人で元気があり、やる気があります。露地野菜、主に西洋野菜を中心とした農業経営、農産物の販売に情熱を注いでいく姿勢がみられたと思います。</p> <p>ぜひ利用権の設定をお認め頂きますよう、農業委員の皆様よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、申請人に対しまして、営農計画等について質疑等ございましたらお願いします。</p> <p>質疑等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようです。本日は大変御苦勞様でした。申請人の方は退室をお願いいたします。</p> <p>(申請人 ○○○○○ ○○○ 退室)</p>
議長	<p>それでは、議案番号476から483について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号における、議案番号476から483について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>次に、もう1名、新規就農の方にお出でいただいておりますので、議案番号573の審議を続行いたします。申請人の入室を認めます。</p> <p>(申請人 ○○○ 入室)</p>
議長	<p>本日は、お忙しいところ大変ご苦勞様です。</p> <p>新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて説明をお願いします。</p> <p>(申請人 高橋氏 説明)</p>

	<p>問題点などを克服されていると思われます。</p> <p>〇〇〇より経営内容は米麦を中心としたいとお考えですが、井田氏からは今後は露地野菜にも力を入れていただきたいとの話があり、〇〇〇もそう言った考えは承知しているものと思ひます。</p> <p>今後、精進して安心安全な優良農産物の提供をする農業者になってください。さらに、消費者からの信頼される農家、妻沼地区農業者の見本となる農家そして最終的には熊谷市を代表するような農家となつていただきたい。</p> <p>また、今回の案件は第三者経営移譲の成功例となる事例になると思われます。今後もいろいろな情報を収集し、頑張つていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>ありがとうございます。それでは、申請人に対しまして、営農計画等について質疑等ございましたらお願ひします。</p> <p>質疑等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようです。本日は大変御苦勞様でした。申請人の方は退室をお願ひいたします。</p> <p>(申請人 〇〇〇 退室)</p>
議長	<p>それでは、議案番号573について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号における、議案番号573について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よつて、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p> <p>続きまして、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。</p> <p>議案番号484から489については、借受人が、私、木部となつておりますので、議事参与制限により一時退席します。</p> <p>その間、議長を夏目職務代理に代わつて頂き審議をお願ひし</p>

夏目職務代理	<p>ます。</p> <p>(木部会長 退席)</p> <p>(議長を夏目職務代理に代わる)</p> <p>議案番号484から489について会長に代わりまして議事を進行させていただきます。</p> <p>それでは、議案番号484から489について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
夏目職務代理	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号における議案番号484から489について本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手全員)</p>
夏目職務代理	<p>挙手全員です。よって本案については原案どおり承認すべきものと決しました。</p> <p>木部会長は入室をお願いします。ここで議長を木部会長に代わります。</p> <p>(木部会長 入室)</p>
議長	<p>続きまして、ただいま審議いたしました新規就農及び議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第5号における、新規就農及び議事参与の制限に係る案件以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。</p>

事務局	<p>次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の概要説明を求めます。</p> <p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>申請件数につきましては全部で9件となっており、取引額、現地確認等は資料に記載してあるとおりです。</p> <p>議案番号1、2、3については譲受人が経営する農地は適正に管理されており、今後についても効率的に利用されていくものと思われま。農地法第3条第2項の各号については、全件、許可要件のすべてを満たしていると考えております。</p> <p>議案番号4から9については議案書資料の議案第1号の農地法第3条第2項の第1号の部分を調査中とさせていただきます。</p> <p>これにつきましては、譲受人の経営する農地に一部雑草が繁茂していた状況であるため調査中とさせていただきます。</p> <p>総会までに草刈りがなされ、保全管理の状態になった事を確認しておりますので御報告いたします。</p> <p>以上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>1点ご意見を頂いております。報告させていただきます。</p> <p>議案番号4から9について、今回の譲受人の〇〇〇〇さんについて、過去に3条の許可を得て取得した農地について耕作をしていない、または、他人が耕作している状態となっていると聞くが所有権移転が認められないのではないかと。これは農地法第3条第2項第1号に該当するといえるのではないかと御意見をいただいております。</p> <p>これについて、説明させていただきます。</p> <p>御意見をいただき、改めて受人の経営している農地を調査させていただきました。経営面積〇〇〇〇〇〇〇〇㎡を〇〇さんが所有されていて、誰にも貸していない、利用権の設定がされていない面積の合計面積です。</p> <p>この農地を調べ、この内の〇〇〇〇㎡の農地については作付けがされておりました。大豆が作付けされている田が1枚、ブロッコリーが作付けされている畑が1枚ありました。</p> <p>この2枚について、本人に聞いたところ人に貸しているという状況でした。いわゆるヤミ小作で人に貸しており農業委員会への届け出はしていない状況であります。</p> <p>残りの農地は保全管理になっております。本人に聞いた話しでは過去に果樹を植えてみたことがあるが、現在は管理が難しいとの話を伺っています。</p>

<p>議長</p>	<p>現地の様子は果樹を植えた形跡はあるが全体的に管理されていない状況ですが、草刈り等はされている状況です。 御自身は農業を行っていない状況で一部を人に貸し、残りを保全管理で草刈りをしている状況です</p> <p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
<p>〇〇推進委員</p>	<p>議案書資料議案第1号の議案番号4から9について、取引額10aあたり〇〇〇万円、約〇〇で〇〇〇万円です。農地法3条農地を農地として買い入れる。金額が高いと思う。周辺の相場は10aあたり〇〇万円位なので高い。本件は農地を農地として耕作するので3条申請をされた。その面からして違う目的の影がちらつく。その辺のことはどうなのかお聞きしたい。</p>
<p>事務局</p>	<p>金額については10aあたり〇〇〇万円と伺っております。今回の3条の審査ではあくまで議案書資料に載せている1号から7号を審査することになっております。</p> <p>購入した後に何か違う目的に使用するのはないかという御意見であります。3条の審査では違う目的に使いそうだから所有権移転を認めないというのはできないということになります。客観的に全部を効率的に利用しているかなどの点を審査していただきたいと思えます。</p> <p>補足ですが、全部を効率的に利用する意味ですが、大きく3つあります。1つ目は違反転用をしていないこと。2つ目は農地を荒らしていないこと。3つ目は近隣の自然条件及び利用条件が類似している農地の生産性と比較して判断する、の3つです。</p> <p>今回買う方の経営規模、作付作物等をふまえ、農業用機械、労働力、農業の技術などを総合的に判断して許可の可否を決めていただくものになっています。</p> <p>非常にあいまいな基準なので、委員のみなさんにもいろいろな意見や考え方があるかと思えます。御議論いただき、委員の皆様の御判断をいただきたいと思っております。</p> <p>今回の受人の方は、農地を極端に荒らしてはならず、違反転用の事実もないことは申し添えます。</p>
<p>〇〇推進委員</p>	<p>私は推進委員なので審議に参加する資格がないので申し上げさせていただいたものです。あとは委員のみなさんに審査をお願いしたいと思います</p>
<p>〇〇委員</p>	<p>受人の年齢、農業に従事する方の内訳をお聞きします。</p>

事務局	<p>受人の年齢ですが〇〇歳です。農業に従事する方の内訳ですが、頂いている資料では議案書の労働総数、稼働日数に明記しております。労働総数は本人を含め〇名、稼働日数については、本人は年間〇〇日、御家族は年間〇〇〇日ということで報告を頂いております。</p> <p>農地法3条の中では150日程度の稼働日数があればいいとたわわれています。150日に満たなくても、米麦をやっているとか、野菜をやっているなど様々な農業形態があるので150日に達していないと認められないということではありません。</p>
神沼委員	<p>作物は何を作るのでしょうか。</p>
事務局	<p>本人に伺ったところ、人に貸してない所は草刈り程度しかしていないとおっしゃっていました。今後はどうするのか伺ったところ、今回の申請地の〇〇〇地区では水稻、果樹、ジャガイモを作ると聞いております。</p> <p>(暫時休憩の声あり)</p>
議長	<p>ここで暫時休憩いたします。</p>
議長	<p>ここで暫時休憩を解きます。</p> <p>議案第1号、農地法3条の規定による許可申請について、議案番号1から3について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。</p> <p>議案第1号、農地法3条の規定による許可申請について、議案番号4から9について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 7名)</p>
議長	<p>挙手7名です。よって、本案については、不許可とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>

事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案書 3 頁、資料の 3 頁をご覧ください。 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請については全 3 件、住宅の敷地拡張が 1 件、駐車場及び資材置場が 1 件、駐車場が 1 件です。農地区分や事業の概要は議案書の資料に記載されているのとおりです。 以上、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第 2 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】 議案書 4 頁、資料の 4 頁をご覧ください。 議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については全 1 4 件です。内訳は、自己用住宅が 1 0 件、太陽光発電施設用地が 1 件、幼保連携型認定こども園が 1 件、駐車場及び資材置き場が 1 件です。農地区分や事業の概要は議案書資料に記載のとおりです。 以上、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>1 件ございます。</p>

議長	<p>他に質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
議長	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局が、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案書8頁をご覧ください。</p> <p>本議案の説明に先立ちまして議案番号2番、3番、4番について、一時転用期間の記載がなかったため口頭で申し上げます。転用期間は3件とも許可日から7ヶ月となります。大変失礼いたしました。</p> <p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)につきましても、全5件です。内訳は資材置場及び駐車場が3件、仮設工事用地が1件、砂利採取、表土置場及び搬入出路が1件です。</p> <p>以上御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請について(一時転用)を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

事務局	<p>1件ございます。地区の面積、農地の所有者、事業の費用について質問を受けましたので説明させていただきます。</p> <p>地区の面積ですが〇〇〇〇h aでございます。その内農地につきましては〇〇〇h aが換地される予定です。農地の所有者につきましては、〇〇〇のみとなります。事業費であります、〇〇〇〇万円でございます。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>
議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p>
議長	<p>議案第6号、土地改良法第52条第8項に基づく換地計画の同意について賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p>
事務局	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり計画に同意することに決定いたしました。</p>
議長	<p>以上で、全議案の審議が終了しました 続きまして、報告事項につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき専決処分済み事項でありますので、御了解をお願いいたします。</p> <p>以上で本日の議案、報告、すべて終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
事務局次長	<p>木部会長、ありがとうございました。 次に次第の6、その他に移らせていただきます。</p> <p>【第18回熊谷市産業祭について、農業災害に関する支援について、及び空き農業施設のリスト作りへの協力について説明】</p> <p>事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>(なしの声)</p>
事務局次長	<p>それでは最後に閉会を夏目会長職務代理にお願いいたします。</p>

夏目職務代理

(閉会のあいさつ)

事務局次長

ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長
次長兼農政係長
主幹兼農地係長
主任
主任

浅見 和彦
佐藤 雅史
長谷川 幸弘
贄田 敦嗣
滝口 悠太

令和4年10月28日

熊谷市農業委員会

会 長 木 部 富 次

署名委員 柿 沼 憲 雄

署名委員 笛 木 清